

# 第9回「水産分野におけるデータ利活用のための環境整備 に係る有識者協議会」

## 議事要旨

〔 日時：令和3年12月20日（月）14:00～15:30 〕  
〔 場所：WEB会議 〕

- まず、「前回の振り返り」（資料9-1 pp.2-5）について、事務局から説明があり、対応方針について協議会として承認した。
  - 次に、「ガイドライン案修正部分のご説明」（資料9-1 pp.6-7 及び資料9-2）について、事務局から説明があった。
  - 続いて、「ガイドライン案に対するご意見」について、委員・オブザーバーによる質疑を行った。
1. 「ガイドライン案に対する意見」についての発言は以下の通り
- 資料9-2 pp.54-55「変更した提供型モデル契約書案」第5条第4項中「第1項から第3項までの規定は」は、「第3項の規定は」の誤りではないか。
    - データ提供義務があるからといって、同条第3項のデータの正確性、完全性、安全性等の保証義務まで認めなければならない根拠は法的にはないはずである。同条第4項は言いすぎている懸念があるので、詳細は事務局と個別に議論したい。
    - 当該箇所は、漁獲報告等のために漁業者が漁協にデータを渡す際に、漁協が間違ったデータを渡されても困るため、最低限の注意義務を払ってほしいという意図であった。詳細は直接相談してほしい。【事務局】
  - 冒頭に目的が入ったことで、分かりやすくなった印象である。
    - ガイドラインの利用者は、全てを読むのではなく、必要な箇所を見ていくと想定される。目的の記載により読むべき箇所が分かりやすくなっている。
  - 資料9-2 p.29の表7について、利用者は自分が該当するパターンを選んで読むと思われるため、「詳細は〇ページ」などの情報を追記し、詳細の記載箇所が分かるようにすると親切である。
  - 資料9-2 p.24の表5中、「生産市場」を「産地市場」に統一した方がよい。
  - 資料9-2 p.17（1）データ提供関係における当事者について、行政機関の例示として（都道府県）と明記するのであれば、市町村も併記した方がよいのではないかと。

- 資料 9-2 p. 18 の漁業者の定義について、農業ガイドラインでは「農業従事者」（従業員）も含まれていたが、漁業者の中には、漁業を営む人に加え、漁業従事者も含まれるのか。
- 誰がどこを読めばよいかを分かりやすくする観点でのコメントと、言葉の定義としてどこまでの人が含まれるのかを明確化すべきとのコメントと理解した。
  - 頂いた指摘はごもっともであるため、反映したい。【事務局】
- 事前提出意見の中で、資料 9-2 p. 42（5）に関して「改正漁業法の漁獲成績報告書の報告も含むと考えてよいか」というコメントがあった。水産庁に確認したところ、行政目的でのデータ提供もガイドラインの対象になりうるとの回答であった。【事務局】
  - 本ガイドラインは、データ提供契約に関するガイドラインであって、行政報告のためのガイドラインではないこと、行政報告は行政報告の法令に基づいて対応してほしいことをご理解いただきたい。【事務局（水産庁）】
- 全般的にはコメントはないが、タームシートに関して、データ創出事例は豊富にあるので、事例に基づく記載例を追加するなどにより、水研や漁協等の様々な方が利用する際に、書きやすくなるような改良がなされるとよい。
  - タームシートも使いやすい形で準備すべきとのご意見であり、合理的な指摘であるので反映していきたい。
- 社内の SE にガイドライン案を見せ、これを読んで契約に至るまでの対応ができるか話したところ、「どう使えばよいのか」という意見があった。
  - 漁協と生産者の中で仕切りデータをやりとりする場合や、買受人企業と漁協との間で請求データをやりとりする場合などにおいて、ガイドラインを見てどのような契約を締結すればよいか、一目で分かる状況を作りたいが、原案ではまだ難しいのではないかと。
  - ガイドラインを見て契約まで対応できることが理想ではあるが、既存の省庁作成のガイドラインは、法的な内容等を盛り込むために何百ページにも及び、それだけを見て対応するのは難しいものであることが多い。
  - ガイドラインを使ってもらおう観点から、「ガイドラインのためのガイドライン」やダイジェスト版の作成が必要と考えているので協力いただきたい。
  - 今後、水産流通適正化法の施行に伴い、アワビやナマコに関して、全国的に漁協や産地市場等が買受人企業との間でデータのやりとりをする可能性があるため、そこでガイドラインを使ってもらえる例が出てくるとよい。
  - 違法漁業の排除と健全な流通の促進のための新たな制度の中で、利用例が出てくれば、加工・流通の場面でも普及していく可能性が考えられる。今後、水産庁の協力も得ながら、普及のための活動も進めていきたい。
- 前回協議会において、今年度のガイドラインでは主に民一民の契約に関する内容に絞

る旨の説明があった。現場でガイドラインを利用する際に混乱しないよう、漁業法に基づく漁獲報告等はガイドラインの対象外である旨を冒頭に明記し、ガイドラインを読む機会がいつなのかを明確化してほしい。

- 民間に関する内容に絞るのであれば、資料 9-2 p.11 のガイドラインの利用場面など、行政に関する記述を削除し、現場の読者が混乱しないようにすべきではないか。
- 行政機関が関わらないわけではない。法律に基づいて収集されるデータ等は除き、それ以外のもは関わってくるという整理を進めたい。
  - ◇ 水産庁と調整して対応したい。【事務局】
  - ◇ 説明を聞いて理解できたが、初めての方でもきちんと分かるように、冒頭に本ガイドラインの対象について記述してほしい。
  - ◇ 本ガイドラインは、民間だけではなく行政（国・自治体）も利用することを想定しているが、このうち、法律に基づいてデータを提供するものを除き、ガイドラインをリリースすることを考えている。その旨が分かるように工夫したい。
- 資料 9-2 p. 25 において、各提供の場面で取り扱われるデータの例に関して、「個別に細かに取決めを行うことが求められる」とあるが、利用者の負担増にならないよう「必要な取決め」に修正してほしい。
- 資料 9-2 p. 29 図 8 において、第三者提供等の上に「③提供先での独自利用のための提供」とあるが、一番左の「データ取りまとめ」から「第三者提供等」とを結ぶ矢印の箇所に記載すべきものではないか。
- 資料 9-2 p. 45 の②多様な漁業形態を踏まえた利用ルールのあり方において、経済産業省・農業分野ガイドラインを参照せよとあるが、全ての水産関係者がこれらについて熟知しているわけではないため、該当箇所を記載いただくなど理解しやすい形にしてほしい。
- 資料 9-2 p. 50 以降の第 4. データ利活用に関するモデル契約書におけるポイントでは、農業分野ガイドラインを基に記載されているが、利用者が利用しやすいよう、水産業のモデル契約としてかみ砕いて示してほしい。
- 前回協議会において、事務局から、オプトアウト方式による現場の負担軽減について事例紹介を行うとの説明があった。現場の負担が増えない手法について、具体的に示してほしい。
- どこを読んでどのように対応すればよいかを、読み手にとって分かりやすくすべきという観点からのご意見と承ったので、配慮したい。
- 読み手にどう読んで使ってもらおうかという観点での意見が多かった。法律に関わる文章を入れ込むために堅い文章になりがちだが、必要な情報を入れ込みつつ、使ってもらえる仕組みを作ることも進めていきたい。

- システム構築や社内の内部統制の観点で難しい部分が多い感覚ではあるが、全体的にはまとめられているので、目的やデータの利用などを解釈しながら適応していくことはできそうである。
- データの質に関して、次年度の話になるかもしれないが、派生データの次のステップとして、方言の魚種名を一般名称とどう結び付けるかのチェックも必要になるのではないか。
  - 標準化に関わる論点である。直近はガイドラインの議論に注力していたが、標準化に関しても、ご意見があれば引き続きいただきたい。
- 丁寧まとめられている。ただし、自治体等の関係者がどのような見方をするかは気になる場所である。私自身は、議論の流れを追いかけているので、全体が読めてしまっているところがあるかもしれない。関係者にも見てもらって、コメントがあれば意見として加えられたらと思う。
  - 次回協議会以降にパブリックコメントにかけるので、関係者からのコメントがあれば、出していただき、反映して最終版にしたい。
  - パブリックコメントの期間は1か月を想定している。【事務局（水産庁）】
  - パブリックコメントの情報が入り次第、メーリングリスト等を使って多くの人に見てもらえるようにしたい。
  - 原案でも他のガイドラインよりはかなり短く、工夫して作成されている。ただ、やはりこれだけでは使ってもらうためにハードルが高い認識もあるため、「ガイドラインのガイドライン」やダイジェスト版の作成、普及のための取組なども、次年度以降に進めていきたい。
- 流れが見えるようになってきた印象である。今回は水産分野初のガイドラインであるため、法律関係で注意すべき点や、やっていいこと・いけないことなどを大まかに把握できるような、包括的なガイドラインを目指したと理解している。
  - パブリックコメントにかける際には、ガイドラインの目的として、これを読めば全てが分かる性質のものではないこと、契約実務に繋げるためにはよりかみ砕いたもの（ケース別のマニュアルなど）を作っていく必要もあることを説明していくことが大事である。
  - まとめたかったところをまとめてもらった。使ってもらえるベースを作るガイドラインであるという観点が見えるような形で、パブリックコメントにかけ、今年度中にリリースできるようにしたい。
- 経済産業省ガイドラインと比較すると文字が小さいため、印刷・製本段階でもう少し文字を大きくしてもらえるとありがたい。
  - 他のガイドラインとも合わせる形で配慮したい。
- 本ガイドラインが契約に関する内容にフォーカスしているのは理解しているが、契約に至るまでの調整の部分についても、もう少し言及があってもよいかもしれない。

- 原案では、トラブル回避の目的が果たされない可能性もあるように思う。皆様からの意見が反映され、改善されてきているので、もう少しの印象である。
- ガイドラインをより理解しやすいものとし、使いやすくしたいという観点は同様であるが、頂いた意見をガイドラインにどこまで入れ込むかについては、反映できるところは反映していきたい。
- 今後、都道府県の行政職員や水産系研究機関の担当者が手に取ることになるが、そもそもガイドラインが作成されていることに関してどの程度認知されているのだろうか。
  - ガイドラインを作っていること自体は公になっているので、情報を見ている人は知っているはずである。また、協議会では元自治体職員の方も交えて議論しているところである。
  - 水研は重要な役割を担っているので、前向きな協力をお願いしたい。
- 年末の忙しい時期に、参集いただき感謝している。皆様から頂いた貴重な意見が反映され、内容がしっかりしてきたと認識している。【事務局（水産庁）】
- 本ガイドラインについては、今後、水産庁においても、行政的観点からの文言の確認をしっかりと行っていくため、頂いた意見をもとに細かな修正が入る可能性があることは了承いただきたい。【事務局（水産庁）】
  - 重要な変更がある場合は、協議会に諮って相談したいが、今のところは、協議会で議論いただいたものをベースにパブリックコメント案としたいと考えている。【事務局（水産庁）】
- ガイドラインの利活用に関して、現時点では概算要求段階であるが、次回1月以降の協議会では、水産庁から次年度以降の説明ができるのではないかと想定している。【事務局（水産庁）】
  - 併せて、水産庁としても、ガイドラインを周知していかなければならないと認識している。水産庁事業のうち、特にITベンダー等と契約を結ぶものについては、直接担当者に説明していくほか、都道府県等に対しても、水産庁からの説明会・意見交換会などの機会も活用し、周知に努めていきたい。【事務局（水産庁）】
  - ガイドラインのエッセンスを分かりやすくまとめた資料を作ることも重要と認識しているため、次年度以降に取り組んでいきたい。【事務局（水産庁）】
  - 次年度以降は、ガイドラインの普及活動も含めて進めていくことになる。予算の見通しが立ったところで、水産庁から説明をお願いしたい。
- 最後に、事務局から、第9回協議会における意見の反映については主査・水産庁と協議すること、次回は1月中下旬に協議会を開催し、パブリックコメント案を提示する予定とすることについて、説明があった。
- 主査からも、不足部分等に関するコメントがあれば、できれば12月24日頃までに頂

きたいこと、パブリックコメント案は主査と事務局で調整の上作成し、1月中下旬の次回協議会で簡単な修正等行ったものを、パブリックコメントにかける形とする旨の方針が示された。

－以 上－